

注意事項①

入札参加者に必要な資格・条件は、下記のとおりとする。

記

- ・一級建築士事務所登録（直前決算実績高有額）

※下記の案件については、全ての案件に参加表明できますが、1業者が落札できるのは1件までとします。入札は以下の順番で行いますが、1件を落札した者は当該入札以降、他の案件の入札に参加することができません。

入札順	案件番号	案件名
1	120699-1	岡屋小学校ほか体育館空調設置及び長寿命化改修に係る基本・実施設計業務委託
2	120701-1	西大久保小学校ほか体育館空調設置及び長寿命化改修に係る基本・実施設計業務委託
3	120703-1	北宇治中学校体育館空調設置及び長寿命化改修に係る基本・実施設計業務委託
4	120705-1	宇治中学校体育館空調設置及び長寿命化改修に係る基本・実施設計業務委託

注意事項②

本件の入札参加に必要な添付書類は、下記のとおりとする。

記

- ① 一級建築士事務所登録を証する書類（写し可）
- ② 業務実績調書

以上

注意事項③

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の30を乗じて計算した金額の範囲内で支払い可能とする。

(2) 部分払

部分払いは、行わない。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、業務の進捗状況により、変更する場合がある。

令和8年度 24パーセント

令和9年度 76パーセント

入札参加者の皆様

入札に当たっての注意事項など

入札参加に当たっては、以下の事項に十分注意してください。

1) ランダム係数を用いた最低制限価格制度の適用

本案件については、ランダム係数を用いた最低制限価格制度を適用します。

① 最低基準価格について

予定価格（税抜き）に、10分の7を乗じて得た額とします。（1,000円未満切り捨て。ただし、単価契約で予定価格10,000円未満のものは1円未満切り捨てとします。）

② 最低制限価格について

最低基準価格に、パソコンからランダムに抽出される係数（「1.0000」から「1.0099」までの数値（小数点以下第4位まで）をいう。）を乗じて得た額を本案件の最低制限価格とします。（10円未満切り捨て。ただし、単価契約で予定価格10,000円未満のものは1円未満切り捨てとします。）

③ 落札者の決定方法について

予定価格以下で最低制限価格以上の応札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。なお、その最低価格での入札者が2者以上の場合は、電子くじにより落札者を決定します。

2) 電子入札の「入札書受付締切時間」について

京都府電子入札システムの利用可能時間は、平日の9時から18時までです。電子入札では、2日目の「入札書受付締切時間」を14時としています。

入札書の受付期間は2日間ありますが、トラブル等による入札書の未提出を防ぐため、入札書の提出は可能な限り1日目に行うこととし、必ず受付期間内に間に合うように提出してください。

① 入札書の受付期間

	入札書受付期間
1 日目	9 時～18 時
2 日目	9 時～14 時

※2 日目の「入札書受付締切時間」は 14 時です。

- ② 入札書提出の際に、万一 IC カードのトラブル等があった場合は、速やかに宇治市契約課に申し出て「入札書受付締切時間」までに「紙入札方式参加承諾願」及び「紙の入札書」を提出してください。
- ③ いかなる場合でも、「入札書受付締切時間」を過ぎてからは、入札書を提出することはできません。締切時間に注意願います。

3) 入札参加者への連絡方法について

入札、契約等に係るお知らせ（京都府電子入札システムより送信されるメールを除く）は、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

※「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるように設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。

4) 電子保証について

電子保証とは、従来の書面で発注者に提出していた契約保証、前払金保証及び中間前払金保証の保証証書について、インターネットを介した方法により提出することができる仕組みです。電子保証の対象となる保証証書は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）による契約保証、前払金保証及び中間前払金保証となります。詳しくは、宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/86848.html>) をご確認ください。

5) 指名業者の事後公表について

令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領第9条の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市行政資料コーナー及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。